

日本学術会議の動向

農業総合科学研究連絡委員会

委員 山内 章

2004年3月24日の衆議院本会議で、また4月7日の参議院本会議で、ともに全会一致で「日本学術会議法の改正」可決された。以下が主な内容。

1) 会員の選出方法

従来の学協会からの推薦は、個別の学協会の利害が入るためこれを廃止し、日本学術会議自身が会員候補者を選ぶ（コオプテーション）。

複数者の推薦によって推薦された会員候補者から、学術会議は過去の学術寄与度によって2500名程度の（連携）会員候補者数に絞る。その中から210名の会員と2200名程度の連携会員を決定し、あわせて約2500名で学術会議の運営に当る。

2) 定年制の導入と再任の禁止

組織活動をより活発化するため、会員には70歳の定年制を設け、また再任を禁止する。

3) 半数交代制の導入

会議の継続性を保つため、3年ごとの半数交代とする。

4) 部の構成

科学の新分野・融合分野に柔軟に対応できるように、現在の専門分野ごとに分かれている7部制を廃止し、「人文科学」、「生命科学」、「理学および工学」の3部制とする。

学術会議自身によって選ばれた会員は、希望により上記3つの部のいずれかに所属する。それぞれの部には、期限付きで設けられる課題別委員会があって、そのいずれか所属して活動する。

5) 幹事会

機動的な活動を確保し、主要事項すべてを総会で決定する（時間がかかりすぎ、即決的な事態に対応できない）現在の弊害を排除するため、「幹事会」を新設して、職務・権限の一部を委任する。

6) 副会長の強化

会長の補佐機能を強化するために、国際交流・協力に対応する副会長1人をおき、3人の副会長制にする。

7) 所属

現在総務省に所属している日本学術会議を内閣府に移す。

総合科学技術会議との役割分担関係は、(1)日本学術会議は科学者の意見を幅広く集約して政策提言を行うこと、(2)総合科学技術会議は科学技術政策の形成(政策化)をおこなうこと。

8) 法律の施行日

施行日は平成17年10月1日、内閣府への移管は平成17年4月1日。

以上のような「改正」によって、いくつかの問題点が指摘されている。たとえば、内閣府に所属することによって、学術会議の立法府・行政機関・総合学術会議などからの独立が保てるかどうか。新学術会議は選出過程や運営プロセスにおいて学協会との結びつきを断絶するように設定されているけれども、そのような科学者コミュニティが科学者を代表する機能を果たすことができるかどうか、などが心配されている。今後、これらの問題点などに関心を払いつつ、学術会議の動向を注視していく必要がある。